

「天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る
安全対策のあり方に関する検討会」
開催要綱（案）

（目的）

第1条 給油取扱所内に天然ガス自動車の天然ガス充てん設備を設置する場合、万が一ガソリン流出事故が発生した場合における火災安全の観点から、消防法令の規定により、天然ガスディスペンサーは給油取扱所の給油空地外に設置することとされている。

一方、規制改革会議において、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースの共用化が国際先端テストの議題として取り上げられ、ドイツ等諸外国の事例を踏まえ、天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所において、天然ガス充てんのための停車スペースと給油のための停車スペースを共用化するための方策につき、経済産業省及び事業者を含めた検討会において検討し、結論を得ることが閣議決定された。

これを受け、天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースを共用化するために必要な安全対策のあり方について検討するため、検討会を開催する。

（検討事項）

第2条 検討会は、概ね次の事項について調査検討を行う。

- （1）天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る火災危険性に関する事項
- （2）天然ガススタンド併設給油取扱所の停車スペースの共用化に係る安全対策のあり方に関する事項

（検討会）

第3条 検討会の委員は、学識経験者、関係団体を代表する者、消防機関の職員等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁危険物保安室長が委嘱する。

- 2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。
- 3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会にオブザーバーとして関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 5 検討会は原則として公開するものとする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

（任期）

第4条 座長及び委員の任期は、委嘱日から平成28年3月31日までとする。

（庶務）

第5条 検討会の庶務は、消防庁危険物保安室が処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が、これを定める。

2 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。

附 則

この要綱は、平成25年8月29日から実施する。